

調達要求番号： 6PDC1A00008

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
水戸地方合同庁舎 空気環境測定業務		茨城地本-Z26A008	
		作成	令和8年1月23日
		変更	
		作成部隊等名	自衛隊茨城地方協力本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、水戸地方合同庁舎（以下「官側」という。）の空気環境測定業務について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書作成の参考にする資料は次によるものとし、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約時における最新版とする。

a) 関係規則

- 1) 事務所衛生基準規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第四十三号）
- 2) 人事院規則10-4（昭和四十八年三月一日人事院規則一〇-四）

2 空気環境測定業務に関する要求

2.1 概要

a) 施設概要

1) 施設名称

水戸地方合同庁舎

2) 住所

310-0061

茨城県水戸市北見町1-11

3) 構造面積

施設面積：2,161.86㎡ 構造：鉄筋コンクリート造、地上4階

建築面積：676.68㎡ 延床面積：2,580.23㎡

a) 一般事項

- 1) 測定業務を行う作業員の名簿及び必要な資格証明書の写しを事前に提出し、作業終了後には作業報告書を官側へ提出するものとする。報告書の様式については契約相手方の随意の様式とする。
- 2) 測定業務に必要な機器及び消耗品等については契約相手方が負担するものとする。
- 3) 測定業務にあたっては関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行と安全確保に努め、建物、既存設備等に損害が及ばないように注意する。万一損害を与えた場合は直ちに官側へ報告し、官側の指示に従い原状回復を実施すること。なお、これらにかかる費用は契約相手方の負担とする。

2.2 仕様

a) 空気環境測定業務に関する仕様

- 1) 本業務は、本仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部の「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」による。
- 2) 測定については中央管理方式の空気調和施設及び冷暖房用施設を設けている部屋を実施し、測定点数は別紙第1による14点とする。

- 3) 測定は2カ月に1回を基準とし、年6回実施する。(5月, 7月, 9月, 11月, 1月, 3月)
- 4) 測定項目及び機器については別紙第2による。

3 仕様書等に関する疑義

この仕様書について明示がない事項又は疑義を生じた場合については、契約相手側は官側へ連絡し、協議により定めるものとする。